

令和5年

第1回由利本荘市議会
定例会（3月）提出議案

令和5年2月15日

秋田県由利本荘市

令和5年第1回由利本荘市議会定例会（3月）提出議案一覧表			ページ
報告第	1号	令和4年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第1号）専決処分報告	1
議案第	1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	2
議案第	2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	3
議案第	3号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	4
議案第	4号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	5
議案第	5号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	6
議案第	6号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	7
議案第	7号	由利本荘市個人情報保護法施行条例の制定について	8
議案第	8号	由利本荘市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	11
議案第	9号	由利本荘市債権管理条例の制定について	15
議案第	10号	由利本荘市羽後本荘駅駐車場条例の制定について	20
議案第	11号	由利本荘市都市下水路条例の制定について	24
議案第	12号	由利本荘市教育支援センター条例の制定について	29
議案第	13号	由利本荘市職員定数条例の一部を改正する条例案	32
議案第	14号	由利本荘市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案	33
議案第	15号	由利本荘市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案	34
議案第	16号	由利本荘市特別会計条例の一部を改正する条例案	35
議案第	17号	由利本荘市水防団条例の一部を改正する条例案	36
議案第	18号	由利本荘市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	37
議案第	19号	由利本荘市印鑑条例の一部を改正する条例案	38

議案第 20号	由利本荘市診療所設置条例の一部を改正する条例案	39
議案第 21号	由利本荘市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	40
議案第 22号	由利本荘市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	41
議案第 23号	由利本荘市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	43
議案第 24号	由利本荘市児童館条例及び由利本荘市学童保育施設条例の一部を改正する条例案	46
議案第 25号	由利本荘市長寿祝金条例の一部を改正する条例案	50
議案第 26号	由利本荘市畜産センター条例の一部を改正する条例案	51
議案第 27号	由利本荘市めぐみの森設置条例の一部を改正する条例案	53
議案第 28号	由利本荘市中小企業融資あっせんの特例に関する条例の一部を改正する条例案	54
議案第 29号	由利本荘市総合交流ターミナル施設条例の一部を改正する条例案	55
議案第 30号	由利本荘市南由利原高原青少年旅行村条例の一部を改正する条例案	57
議案第 31号	由利本荘市都市公園条例の一部を改正する条例案	61
議案第 32号	由利本荘市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案	63
議案第 33号	由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例案	67
議案第 34号	由利本荘市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案	69
議案第 35号	由利本荘市休日応急診療所運営基金条例及び由利本荘市休日応急診療所設置条例を廃止する条例案	70
議案第 36号	由利本荘市さつき栽培センター条例を廃止する条例案	71
議案第 37号	由利本荘市三望苑に関する条例を廃止する条例案	72
議案第 38号	財産の無償譲渡について	73
議案第 39号	由利本荘市道路線の認定について	74
議案第 40号	除雪車両作業事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて	76

議案第 41号	権利の放棄について	77
議案第 42号	令和5年度由利本荘市スキー場運営特別会計への繰入れについて	78
議案第 43号	令和4年度由利本荘市一般会計補正予算（第16号）	別冊
議案第 44号	令和4年度由利本荘市一般会計補正予算（第17号）	別冊
議案第 45号	令和4年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第 46号	令和4年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第 47号	令和4年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第 48号	令和4年度由利本荘市休日応急診療所運営特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第 49号	令和4年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第4号）	別冊
議案第 50号	令和4年度由利本荘市奨学資金特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第 51号	令和4年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第 52号	令和4年度由利本荘市小友財産区特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第 53号	令和4年度由利本荘市北内越財産区特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第 54号	令和4年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第 55号	令和4年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第4号）	別冊
議案第 56号	令和4年度由利本荘市下水道事業会計補正予算（第5号）	別冊
議案第 57号	令和4年度由利本荘市下水道事業会計補正予算（第6号）	別冊
議案第 58号	令和4年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第5号）	別冊
議案第 59号	令和5年度由利本荘市一般会計予算	別冊
議案第 60号	令和5年度由利本荘市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 61号	令和5年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計予算	別冊

議案第 62号	令和5年度由利本荘市診療所運営特別会計予算	別 冊
議案第 63号	令和5年度由利本荘市情報センター特別会計予算	別 冊
議案第 64号	令和5年度由利本荘市奨学資金特別会計予算	別 冊
議案第 65号	令和5年度由利本荘市介護サービス事業特別会計予算	別 冊
議案第 66号	令和5年度由利本荘市スキー場運営特別会計予算	別 冊
議案第 67号	令和5年度由利本荘市小友財産区特別会計予算	別 冊
議案第 68号	令和5年度由利本荘市北内越財産区特別会計予算	別 冊
議案第 69号	令和5年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計予算	別 冊
議案第 70号	令和5年度由利本荘市水道事業会計予算	別 冊
議案第 71号	令和5年度由利本荘市下水道事業会計予算	別 冊
議案第 72号	令和5年度由利本荘市ガス事業会計予算	別 冊

報告第 1 号

令和 4 年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第 1 号）専決処分報告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第 1 号）を専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和 5 年 2 月 15 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

議案第1号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所

氏 名 田 口 松 雄

昭和 年 月 日生

令和5年2月15日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

人権擁護委員の候補者の推薦にあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

議案第2号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所

氏 名 小野 長 清

昭和 年 月 日生

令和5年2月15日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

人権擁護委員の候補者の推薦にあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

議案第 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所

氏 名 五十嵐 恒 憲

昭和 年 月 日生

令和 5 年 2 月 1 5 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

人権擁護委員の候補者の推薦にあたり、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものである。

議案第4号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所

氏 名 宮 本 康 博

昭和 年 月 日生

令和5年2月15日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

人権擁護委員の候補者の推薦にあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

議案第5号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所

氏 名 松 永 美 貴 子

昭和 年 月 日生

令和5年2月15日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

人権擁護委員の候補者の推薦にあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

議案第6号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所

氏 名 佐藤 智佳

昭和 年 月 日生

令和5年2月15日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

人権擁護委員の候補者の推薦にあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

議案第7号

由利本荘市個人情報保護法施行条例の制定について

別紙のとおり由利本荘市個人情報保護法施行条例を制定するものとする。

令和5年2月15日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例を制定しようとするものである。

由利本荘市個人情報保護法施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者並びに財産区をいう。

（手数料等）

第3条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により保有個人情報が記録されている公文書の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（審査会への諮問）

第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、由利本荘市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年由利本荘市条例第 号）第1条に規定する由利本荘市個人情報保護審査会に諮問することができる。

（1） この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

（2） 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

（3） 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（由利本荘市個人情報保護条例の廃止）

2 由利本荘市個人情報保護条例（平成27年由利本荘市条例第49号）は、廃止する。

（経過措置）

3 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の由利本荘市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項又は第13条第3項の規定によるその業務に関して知り

得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

（1） この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

（2） この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第14条、第25条又は第30条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例の規定により旧条例第42条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する由利本荘市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

6 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第42条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

議案第 8 号

由利本荘市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

別紙のとおり由利本荘市情報公開・個人情報保護審査会条例を制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 5 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例を制定しようとするものである。

由利本荘市情報公開・個人情報保護審査会条例（案）

（設置）

第1条 由利本荘市情報公開条例（平成17年由利本荘市条例第28号）に基づく情報公開制度並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び由利本荘市個人情報保護法施行条例（令和5年由利本荘市条例第 号）に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、由利本荘市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 由利本荘市情報公開条例第16条の2の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- （2） 個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- （3） 由利本荘市個人情報保護法施行条例第4条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いに関する事項について調査審議すること。

2 審査会は、前項に規定する調査審議のほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要な事項について調査審議を行い、実施機関（由利本荘市情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関及び由利本荘市個人情報保護法施行条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に意見を述べることができる。

（委員）

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織し、学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(意見の聴取等)

第4条 審査会は、第2条第1項第1号及び第2号に規定する調査審議を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関の職員その他関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は審査請求に係る公文書の提示若しくは保有個人情報(個人情報の保護に関する法律第60号第1項に規定する保有個人情報をいう。)の記録の提示その他必要な書類等の提出を求めることができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(審査会の設置に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に由利本荘市個人情報保護法施行条例(令和5年由利本荘市条例第 号)附則第2項の規定による廃止前の由利本荘市個人情報保護条例(平成27年由利本荘市条例第49号。以下「旧個人情報保護条例」という。)第42条第1項に規定する由利本荘市個人情報保護審査会(以下「旧個人情報保護審査会」という。)にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧個人情報保護審査会がした審議の手続は審査会がした調査審議とみなす。

3 施行日前に附則第5項の規定による改正前の由利本荘市情報公開条例(以下「旧情報公開条例」という。)第18条第1項に規定する由利本荘市情報公開審査会(以下「旧情報公開審査会」という。)にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧情報公開審査会がした審議の手続は審査会がした調査審議とみなす。

4 この条例の施行の際現に、旧情報公開審査会及び旧個人情報保護審査会の委員である者は、施行日に、第3条第1項の規定により任命されたものとみなす。

(由利本荘市情報公開条例の一部改正)

5 由利本荘市情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中「第16条―第20条」を「第16条―第19条」に、「第21条―第25条」を「第20条―第24条」に改める。

第2条第1号中「及び議会」を「、議会及び財産区」に改める。

第19条を削り、第20条を第19条とする。

第21条を第20条とし、第22条から第25条までを1条ずつ繰り上げる。

(由利本荘市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行前において旧情報公開審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第19条第4項の規定による職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

議案第9号

由利本荘市債権管理条例の制定について

別紙のとおり由利本荘市債権管理条例を制定するものとする。

令和5年2月15日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

市が有する債権の徴収等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものである。

由利本荘市債権管理条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、市が有する債権の徴収等に関し必要な事項を定めることにより、債権の管理の適正化を図り、もって市の公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- （2） 市税 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るものをいう。
- （3） 公課 市税以外の市の債権のうち、国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- （4） その他の債権 市の債権のうち、市税及び公課以外のものをいう。
- （5） 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）をいう。

（法令等との関係）

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令及び条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（市長等の責務）

第4条 市長及び地方公営企業法第7条に規定する管理者（以下「市長等」という。）は、法令及び条例等の規定に基づき、適切かつ効率的に市の債権を管理しなければならない。
2 市長等は、市の債権の管理の適正化を図るため、債権の管理に関する事務の処理についての手続を整えるとともに、当該事務の処理について必要な調整を行うものとする。

（台帳の整備）

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、別に定める事項を記載した台帳を整備するものとする。

（滞納者情報の相互利用）

第6条 市の債権に係る納付金について納付遅滞となった債務者が同時に市税等を滞納している場合においては、同一の実施機関（由利本荘市個人情報保護法施行条例（令和5年由利本荘市条例第 号）第2条第2項に規定する実施機関をいう。）内において市税等に関する情報を利用し、又は提供することができる。

2 前項の規定により利用し、又は提供を受けた情報は、市の債権の管理に関する事務以

外に利用してはならない。

(督促)

第7条 市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(滞納処分等)

第8条 市長等は、市税及び公課の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令の規定によりこれを行わなければならない。

(強制執行等)

第9条 市長等は、その他の債権について、第7条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第12条の措置をとる場合又は第13条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されているその他の債権（保証人の保証があるものを含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のあるその他の債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
- (3) 前2号に該当しないその他の債権（第1号に該当するその他の債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第10条 市長等は、市の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第13条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第11条 市長等は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、市長等は、市の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第12条 市長等は、その他の債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行

されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。
(履行延期の特約等)

第13条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係るその他の債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係るその他の債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 市長等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係るその他の債権は、徴収すべきものとする。

(債権の放棄)

第14条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等に係るその他の債権を放棄することができ

る。

- (1) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受け、又はこれに準じる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- (3) 当該債権について消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。
- (4) 第9条の規定により強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
- (5) 第12条の規定により徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
- (6) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄をした場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用並びに他に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の債権の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (7) 債務者が失そう、行方不明その他これに準ずる事情にあり、かつ、徴収の見込みがないと認められるとき。

（報告）

第15条 市長は、前条の規定によりその他の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第10号

由利本荘市羽後本荘駅駐車場条例の制定について

別紙のとおり由利本荘市羽後本荘駅駐車場条例を制定するものとする。

令和5年2月15日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

羽後本荘駅西口駐車場及び羽後本荘駅東口駐車場の設置に伴い、条例を制定しようとするものである。

由利本荘市羽後本荘駅駐車場条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、市が設置する羽後本荘駅駐車場（以下「駐車場」という。）の管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 駐車場の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（供用期間及び供用時間）

第3条 駐車場の供用期間及び供用時間については、別表第2に定めるとおりとする。

2 市長は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、前項の供用期間及び供用時間を変更することができる。

（供用の休止）

第4条 市長は、駐車場の整備その他必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

（車両区分）

第5条 駐車場を使用できる自動車は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定するもののうち、次に掲げる区分によるものとする。

- （1） 普通自動車に属する乗用自動車
- （2） 小型自動車に属する乗用自動車、貨物自動車及び乗用貨物自動車
- （3） 軽自動車に属する乗用自動車、貨物自動車及び乗用貨物自動車

（使用料）

第6条 駐車場を使用する者は、別表第3に定めるところにより算定した額（以下「駐車料金」という。）を納付しなければならない。

2 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（駐車料金の免除）

第7条 市長は、次に掲げる自動車の駐車料金の全部又は一部を免除することができる。

- （1） 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車
- （2） 国又は地方公共団体の職員が、防災活動その他の緊急を要する公務を行うために使用する自動車
- （3） 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めた自動車

（駐車拒否）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を拒否することができる。

- （1） 駐車場の構造上、駐車させることが不適当な車両であると認めたとき。
- （2） 駐車場の施設、設備又は駐車中の自動車に損傷を及ぼすおそれのある物品を積

載した自動車を駐車しようとするとき。

(3) 駐車場の施設、設備又は駐車中の自動車を汚損し、又は損傷するおそれのあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第9条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 駐車場の施設、設備又は駐車中の自動車を汚損し、又は損傷する行為

(2) 騒音や大声を発する、又はごみを捨てる等他人の迷惑になる行為

(3) 物品を販売し、又は陳列する行為

(4) 張り紙若しくは張り札をし、又は広告を表示する行為

(5) 前4号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認められる行為

(措置命令)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、行為の中止、駐車場からの自動車の撤去又は人の退場を命ずることができる。

(1) 前条の規定に違反した行為をしたとき。

(2) 駐車場の保全又は駐車場の供用に関し著しい支障が生ずるおそれがあるときその他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(損害賠償)

第11条 駐車場の施設その他の物件を損傷し、若しくは滅失した者は、原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理の代行等)

第12条 市長は、駐車場の管理運営上必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に駐車場の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 使用の許可に関する業務

(3) 利用料金に関する業務

(4) 前3号に掲げる業務に付随する業務

(5) 前4号に掲げる業務のほか、駐車場の管理及び運営に関し市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、前項に定めるもののほか、規則で定める管理の基準に従って駐車場の管理を行わなければならない。

第13条 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第3条から第10条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えて適用する。

2 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあって、指定管理者が利用料金を自己の収入とする場合は、第6条及び第7条の規定中「駐車料金」とあるのは「利用料金」と読み替えて適用する。

3 前項の利用料金は、別表第3に規定する金額を上限とし、指定管理者が市長の承認を得た額とする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
羽後本荘駅西口駐車場	由利本荘市花畑町一丁目306番1
羽後本荘駅東口駐車場	由利本荘市西梵天83番3、84番1

別表第2（第3条関係）

名称	供用期間	供用時間
羽後本荘駅西口駐車場	4月1日から3月31日まで	午前零時から午後12時まで
羽後本荘駅東口駐車場	4月1日から3月31日まで	午前零時から午後12時まで

別表第3（第6条、第13条関係）

区分	駐車料金
1時間までごとに	100円
10時間を超え24時間まで	1,000円

備考 駐車時間が24時間を超える場合の駐車料金は、別表第3による区分計算を繰り返すことにより算出し、合計した金額とする。ただし、入場から最初の30分までは無料とする。

議案第 1 1 号

由利本荘市都市下水路条例の制定について

別紙のとおり由利本荘市都市下水路条例を制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 5 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

一番堰都市下水路の設置に伴い、条例を制定しようとするものである。

由利本荘市都市下水路条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、都市下水路の設置及び管理に関し、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例において「下水」及び「都市下水路」とは、それぞれ法第2条第1号に規定する下水及び同条第5号に規定する都市下水路をいう。

（設置）

第3条 本市に、次のとおり都市下水路を設置する。

名 称	起 点	終 点
一番堰都市下水路	由利本荘市薬師堂字一番堰38番3地先	由利本荘市上大野128番5地先

（都市下水路の構造の技術上の基準）

第4条 法第28条第2項の条例で定める都市下水路の構造の技術上の基準は、次条及び第6条に定めるところによる。

（排水施設の構造の基準）

第5条 排水施設（これを補完する施設を含む。）の構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は不足を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。
- (6) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設

置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

- (8) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (9) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (10) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

(適用除外)

第6条 前条の規定は、次に掲げる都市下水路については、適用しない。

- (1) 工事を施工するために仮に設けられている都市下水路
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる都市下水路
(都市下水路の維持管理の基準)

第7条 都市下水路の維持管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) しゅんせつは、1年に1回以上行うこと。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りではない。
- (2) 洗淨ゲートその他の洗淨のための施設があるときは、洗淨は、1月に1回以上行うこと。

(行為の許可)

第8条 法第29条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書に次の各号に掲げる図面を添付して市長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

- (1) 施設又は工作物その他の物件（以下「物件」という。）を設ける場所を表示した平面図
- (2) 物件の配置及び構造を表示した図面
(許可を要しない軽微な変更)

第9条 法第29条第1項の条例で定める軽微な変更は、都市下水路の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で前条の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であつて、同項の許可を受けた者が当該物件を設ける目的に付随して行うものとする。

(占用)

第10条 都市下水路の敷地又は施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して都市下水路の敷地又は施設を占用しようとする者は、規則で定める占用許可申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について第8条の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

2 前項の占有の許可を受けた事項の変更をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、都市下水路の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で前項の許可を受けて設けた物件（地上における部分に限る。）に対する添加であって、前項の許可を受けた者が当該物件を設ける目的に付随して行うものについては、この限りでない。

3 市長は、第1項の占有の許可を受けた者から占有料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる占有物件については、この限りでない。

- (1) 都市下水路に下水を排除することを目的とする占有物件
- (2) 国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占有物件
- (3) 国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち企業性格を有しない事業及び郵政事業に係る占有物件
- (4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件

4 第1項の規定により占有の許可を受けた者の占有料及び徴収方法については、由利本荘市道路占有料徴収条例（平成17年由利本荘市条例第229号）の規定を準用する。

5 市長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、前項の占有料を減ずることができる。

（原状回復）

第11条 前条第1項の占有の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除去し、都市下水路を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると市長が認めたときは、この限りでない。

2 市長は、前条第1項の占有の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

（監督処分）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市下水路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 都市下水路の保全又は一般の利用上著しい支障が生じた場合

(3) 都市下水路の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第8条第1項の規定による申請書又は図面で不実の記載のあるものを提出した者

(2) 第11条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第12条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者

第15条 偽りその他不正な手段により占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第16条 法人の代表者又は、法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現に都市下水路の敷地又は施設に関し、権原に基づき、第10条第1項に規定する占用物件を設けている者（工事中の者を含む。）がある場合においては、その権原に基づいてなお当該占用物件を設けることができるものとされている期間に限り、従前と同様の条件により、当該占用物件の設置について同項の許可を受けたものとみなす。

議案第12号

由利本荘市教育支援センター条例の制定について

別紙のとおり由利本荘市教育支援センター条例を制定するものとする。

令和5年2月15日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市教育支援センターの設置に伴い、条例を制定しようとするものである。

由利本荘市教育支援センター条例（案）

（設置）

第1条 市の教育の充実と振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、由利本荘市教育支援センター（以下「教育支援センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 由利本荘市教育支援センター

位置 由利本荘市東町15番地

（管理及び運営）

第3条 由利本荘市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育支援センターを常に良好な状態にあるよう管理し、第1条の設置目的に応じて効率的に運営するよう努めなければならない。

（所掌事項）

第4条 教育支援センターは、次の業務を行うものとする。

- （1） 学校教育に関する専門的及び技術的事項の調査研究に関すること。
- （2） 教職員の研修に関すること。
- （3） 不登校等の支援を要する児童生徒及び保護者に対する助言及び支援に関すること。
- （4） 保護者及び児童生徒の教育相談に関すること。
- （5） 科学的な探究心や学びへの関心を高める体験的な事業の実施に関すること。
- （6） ICTを活用した教育に関する教材研究及び教材資料の作成に関すること。
- （7） 教材等管理及び貸出しに関すること。
- （8） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

（職員）

第5条 教育支援センターに必要な職員を置く。

（運営委員会）

第6条 教育支援センターの適正かつ円滑な運営を図るため、由利本荘市教育支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、委員若干名で組織し、委員は、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（無償貸出し）

第7条 教育支援センターが貸出しする教材及び機材（以下「教材等」という。）は、すべ

て無償とする。

(損害賠償)

第8条 貸出しを受けたものが教材等をき損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(由利本荘市理科教育センター条例等の廃止)

2 由利本荘市理科教育センター条例(平成17年由利本荘市条例第81号)、由利本荘市教育研究所条例(平成17年由利本荘市条例第82号)及び由利本荘市視聴覚教育センター条例(平成18年由利本荘市条例第8号)(以下「由利本荘市理科教育センター条例等」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、この条例による廃止前の由利本荘市理科教育センター条例等の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(由利本荘市文化交流館条例の一部改正)

4 由利本荘市文化交流館条例(平成23年由利本荘市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号を次のように改める。

(6) 由利本荘市教育支援センター条例(令和5年由利本荘市条例第 号)に規定する業務

第4条中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とする。

議案第13号

由利本荘市職員定数条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市職員定数条例の一部を改正する条例

由利本荘市職員定数条例（平成17年由利本荘市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の表議会の項中「9人」を「7人」に改め、同表市長の項中「967人」を「575人」に、「197人」を「188人」に改め、同表教育委員会の項中「事務局の職員54人」を削り、「教育機関の職員183人」を「117人」に改め、同表選挙管理委員会の項中「6人」を「4人」に改め、同表監査委員の項中「4人」を「3人」に改め、同表地方公営企業の管理者及び職員の項中「69人」を「59人」に改め、同表合計の項中「1,497人」を「961人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月15日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

職員の定数の見直しに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 14 号

由利本荘市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 25 年由利本荘市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 28 条の 5」を「第 22 条の 4」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 15 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第15号

由利本荘市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例(案)
由利本荘市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年由利本荘市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（失職事由の特例）

第5条 任命権者は、法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、その罪が本人の故意又は重大な過失によらないものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わないものとするができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月15日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

職員の失職について、事由の特例に係る規定を定めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第16号

由利本荘市特別会計条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市特別会計条例の一部を改正する条例

由利本荘市特別会計条例（平成17年由利本荘市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の由利本荘市特別会計条例第1条第2号の規定に基づく休日応急診療所運営特別会計に係る令和4年度の出納の閉鎖は、なお従前の例による。

令和5年2月15日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

休日応急診療所運営特別会計を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第17号

由利本荘市水防団条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市水防団条例の一部を改正する条例

由利本荘市水防団条例(平成17年由利本荘市条例第258号)の一部を次のように改正する。

第2条中「1,802人」を「1,524人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月15日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

水防団員の定数の見直しに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第18号

由利本荘市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市国民健康保険条例の一部を改正する条例

由利本荘市国民健康保険条例（平成17年由利本荘市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の由利本荘市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

令和5年2月15日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第19号

由利本荘市印鑑条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市印鑑条例の一部を改正する条例

由利本荘市印鑑条例（平成17年由利本荘市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

- 4 第2項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、由利本荘市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年由利本荘市条例第40号）第3条第1項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を自ら使用して、印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月15日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

オンライン申請による印鑑登録証明書の交付を可能とするため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第20号

由利本荘市診療所設置条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市診療所設置条例の一部を改正する条例

由利本荘市診療所設置条例（平成17年由利本荘市条例第162号）の一部を次のように改正する。

第2条の表由利本荘市直根診療所の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月15日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市直根診療所の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第21号

由利本荘市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

由利本荘市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例（平成26年由利本荘市条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5条―第34条」を「第5条―第33条」に、「第35条・第36条」を「第
34条・第35条」に、「（第37条）」を「（第36条）」に、「第38条―第50条」
を「第37条―第49条」に、「第51条・第52条」を「第50条・第51条」に、「第
53条・第54条」を「第52条・第53条」に改める。

第26条を削り、第27条を第26条とし、第28条から第54条までを1条ずつ繰り上げ
る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月15日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の
運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 22 号

由利本荘市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

由利本荘市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年由利本荘市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 条—第 22 条」を「第 1 条—第 21 条」に、「第 23 条—第 27 条」を「第 22 条—第 26 条」に、「(第 28 条)」を「(第 27 条)」に、「第 29 条—第 31 条」を「第 28 条—第 30 条」に、「第 32 条・第 33 条」を「第 31 条・第 32 条」に、「第 34 条—第 37 条」を「第 33 条—第 36 条」に、「第 38 条—第 42 条」を「第 37 条—第 41 条」に、「第 43 条—第 49 条」を「第 42 条—第 48 条」に、「第 50 条・第 51 条」を「第 49 条・第 50 条」に改める。

第 8 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 8 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第 8 条の 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的と

した自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第11条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第14条を削る。

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改め、同条を第14条とする。

第16条を第15条とし、第17条から第51条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月15日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 23 号

由利本荘市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

由利本荘市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年由利本荘市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の次に「（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）」を加える。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 7 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長」を加える。

附則第1条中「子ども・子育て支援法」の次に「（平成24年法律第65号）」を加える。

附則第3条中「平成32年3月31日まで」を「当分」に、「平成32年3月31日までに修了すること」を「採用から2年以内に研修修了」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第7条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

令和5年2月15日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 24 号

由利本荘市児童館条例及び由利本荘市学童保育施設条例の一部を改正する条例（案）
由利本荘市児童館条例及び由利本荘市学童保育施設条例の一部を改正する条例

（由利本荘市児童館条例の一部改正）

第 1 条 由利本荘市児童館条例（平成 17 年由利本荘市条例第 133 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 4 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 3 条の 2 市長は、利用者の安全の確保を図るため、児童館ごとに、当該児童館の設備の安全点検、職員、利用者等に対する児童館外での活動、取組等を含めた児童館での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童館における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 市長は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 3 条の 3 市長は、児童館ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市長は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 市長は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（衛生管理等）

第 3 条の 4 市長は、児童館利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 市長は、当該児童館において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 市長は、当該児童館に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第3条の5 市長は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

(由利本荘市学童保育施設条例の一部改正)

第2条 由利本荘市学童保育施設条例（平成17年由利本荘市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の4条を加える。

(安全計画の策定等)

第3条の2 市長は、利用者の安全の確保を図るため、学童保育施設ごとに、当該学童保育施設の設備の安全点検、職員、利用者等に対する学童保育施設外での活動、取組等を含めた学童保育施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他学童保育施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 市長は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 市長は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第3条の3 市長は、学童保育施設ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市長は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓

練を定期的 to 実施するよう努めなければならない。

- 3 市長は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第3条の4 市長は、学童保育施設利用者の使用する設備、飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 市長は、当該学童保育施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的 to 実施するよう努めなければならない。

- 3 市長は、学童保育施設に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第3条の5 市長は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条及び第2条の規定による改正後の第3条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう to 努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう to 努めなければ」とする。

令和5年2月15日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 25 号

由利本荘市長寿祝金条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市長寿祝金条例の一部を改正する条例

由利本荘市長寿祝金条例（平成 17 年由利本荘市条例第 136 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「10 万円」を「5 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の由利本荘市長寿祝金条例第 3 条第 2 号の規定は、この条例の施行の日以後に祝金の支給対象年齢に達した者に係る祝金の支給について適用し、同日前に祝金の支給対象年齢に達した者に係る祝金の支給については、なお従前の例による。

令和 5 年 2 月 15 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

長寿祝金の支給額を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 26 号

由利本荘市畜産センター条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市畜産センター条例の一部を改正する条例

由利本荘市畜産センター条例（平成 17 年由利本荘市条例第 213 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 4 農業機械使用料の表を次のように改める。

4 農業機械使用料

(1) 大内畜産センター

機械名	使用料			機械名	使用料		
	単位	トラクタ 一付	アタッチ のみ		単位	トラクタ 一付	アタッチ のみ
ディスクモ ア	10アール 当たり	260円	100円	トラック	1日当たり		10,480円
ローラバー レーキ	〃	260円	100円	トレーラー	〃	4,710円	2,620円
テッター	〃	260円	100円	マニユアス プレッター	〃	5,760円	2,620円
ブロードキ ャスター	〃	210円	100円	ディスクハ ロー	10アール 当たり	420円	150円
アッパーロ ーター	〃	420円	160円	グラスシー ダー	〃	260円	100円
スピードス プレーヤー	〃	210円	100円	ライムソフ ー	〃	210円	100円
簡易草地更 新機	〃	260円	100円	ラッピング マシーン	〃	520円	260円
スノーブロ アー	1時間当 たり	2,100円	1,570円	フロントロ ーダーロー ルハンドル 付き	〃	210円	

(2) 鳥海畜産センター

機械名	使用料		
	単 位	トラクター付き	アタッチのみ
ジャイロテッター	10アール当たり	260円	100円
ジャイロレーキ	〃	260円	100円
ヘイベーラー	〃	520円	260円
ブロードキャスター	〃	210円	100円
ロールベーラー	〃	520円	260円
ラッピングマシン	〃	520円	260円
トラクター	〃	150円	
モアコンディショナー	〃	420円	260円
ベールワゴン	〃		100円
マニュアルプレッター	1日当たり	5,760円	2,620円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の由利本荘市畜産センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

令和5年2月15日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

大内畜産センター、東由利畜産センター及び鳥海畜産センターの草地機械の一部廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 27 号

由利本荘市めぐみの森設置条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市めぐみの森設置条例の一部を改正する条例

由利本荘市めぐみの森設置条例（平成 17 年由利本荘市条例第 209 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び施設」を削る。

別表の 2 の表を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 15 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

林業センターの用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 28 号

由利本荘市中小企業融資あっせんの特例に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市中小企業融資あっせんの特例に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市中小企業融資あっせんの特例に関する条例（平成 25 年由利本荘市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項及び第 3 項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 15 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

事業期間の定めに係る規定を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 29 号

由利本荘市総合交流ターミナル施設条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市総合交流ターミナル施設条例の一部を改正する条例

由利本荘市総合交流ターミナル施設条例（平成 17 年由利本荘市条例第 318 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 大内総合交流ターミナル施設の表を次のように改める。

2 大内総合交流ターミナル施設

区分	使用の単位	使用料の上限
多目的ホール	1 日（9 時間）	44,000 円
	半日（5 時間以内）	27,500 円
研修室	1 日（9 時間）	22,000 円
	半日（5 時間以内）	13,200 円
大広間	1 日（1 人当たり）	100 円
郷土料理実習室	1 日（9 時間）	33,000 円
物販コーナー	1 月につき（1 平方メートル当たり）	370 円
食事	1 品	実費に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を勘案して市長が定める額

備考

- 1 使用する時間又は期間が使用の単位に満たないときは、これを切り上げる。
- 2 物販コーナーの使用に係る光熱水費等は、実費とする。
- 3 物販コーナー事業者が食事を提供する場合は、事業者が定める額とする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 15 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

総合交流ターミナル施設の使用料に係る規定を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第30号

由利本荘市南由利原高原青少年旅行村条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市南由利原高原青少年旅行村条例の一部を改正する条例

由利本荘市南由利原高原青少年旅行村条例（平成17年由利本荘市条例第178号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第10条、第16条関係）

1 南由利原高原青少年旅行村

区分		一般	高校生	小・中学生	備考
入村料		220円	120円	60円	1人につき
テント	日帰り	280円			1張につき
持込料	1泊	560円			
集会施設	日帰り	120円	70円	40円	1人1日又は1回につき 管理棟、キャンプセンター及びふれあいロッジ
	1泊	1,100円	660円	340円	1人につき 管理棟及びキャンプセンター
暖房料	日帰り	280円			暖房器具1台につき
	1泊	560円			
備品		10円			食器1個1日につき
		50円			鍋等1品1日につき
		220円			毛布1枚1泊につき
運動用具		340円			サッカー用具一式半日につき

	220円	その他の用具一式半日につき
運動広場	1,100円	半日又は1回につき
小広場	340円	半日又は1回につき
テニスコート	560円	1面1時間につき 照明を使用するとき は、30分（30分未 満は、30分とす る。）につき310円 を加算する。
野外ステージ	560円	1時間につき 入場料を徴収しない場 合
	(入場料金の2分の1) × 入場者数。ただ し、30人分を限度とする。	1時間につき 入場料を徴収する場合
バッテリーカー	100円	1回につき

使用者50人以上の団体については、前記の規定にかかわらず、2割の範囲内において割引することができる。

2 サイクリングターミナル

(1) 施設の使用料

区分	使用料	備考
サイクリングターミナル「和室」	個人使用 220円	1人1日につき
	団体使用（貸切使用） 3,210円	15人以上1日につき

備考 「1日」とは、午前10時から午後4時までとする。

(2) 設備等の使用料

区分	使用料	備考
自転車	一般車 460円	1台2時間以内につき
	子供車 360円	超過1時間（1時間未満は、1時間 とする。）を増すごとに100円を 加算する。
	2人乗車 680円	

	変形車	460円	1台30分以内につき 超過10分（10分未満は、10分とする。）を増すごとに100円を加算する。
スノーモビル	初心者コース	320円	1周（1キロメートル）
	トライアルコース	650円	1周（2キロメートル）
	ツーリングコース	3,210円	1周（10キロメートル）
	持ち込み料 （半日）	1,070円	
	持ち込み料 （1日）	2,140円	
歩くスキー	1セット	530円	半日につき
ソリ	1台	220円	2時間につき

3 南由利原森林総合利用施設

区分		使用料	備考
ケビン	日帰り	3,800円	6人用1室につき
	1泊	7,490円	
ケビン （温水シャワー付き）	日帰り	4,300円	
	1泊	8,590円	
暖房料	日帰り	270円	
	1泊	530円	
オートキャンプ場	日帰り	800円	1区画につき
	1泊	1,600円	
ターゲットバードゴルフ用具	半日	650円	一式につき

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料等について適用し、施行日前の使用に係る使用料等については、なお従前の例による。

令和5年2月15日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

南由利原高原青少年旅行村の使用料に係る規定を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 31 号

由利本荘市都市公園条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市都市公園条例の一部を改正する条例

由利本荘市都市公園条例（平成 17 年由利本荘市条例第 236 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 4 項第 16 の表を次のように改める。

第 16 総合体育館使用料

区分		使用料
メインアリーナ	全面	1 時間当たり 520 円
	半面	1 時間当たり 260 円
サブアリーナ	全面	1 時間当たり 260 円
トレーニングルーム	随時の使用	1 人当たり 520 円
	年間の登録使用	1 人当たり 8,380 円
ミーティングルーム		1 時間当たり 100 円
会議室 1		1 時間当たり 100 円
会議室 2		1 時間当たり 100 円
会議室 3		1 時間当たり 100 円

備考

- 1 メインアリーナ及びサブアリーナで冷暖房を使用する場合は、上記使用料に 20 パーセントを加算する。
- 2 トレーニングルーム、ミーティングルーム及び会議室は、上記使用料に冷暖房使用料を含むものとする。
- 3 使用時間は、午前 9 時から午後 9 時までとし、大会・行事等の使用については使用開始時間を 1 時間早めることができる。
- 4 大会・行事等の準備による占有時間は使用時間を含む。
- 5 スポーツ大会等で全館を使用する場合の 1 日当たりの使用料は、5,240 円とする。（冷暖房使用の場合は 6,290 円）
- 6 持込電気器具類にコンセントを使用する場合は、1 時間当たり 100 円とする。
- 7 営利又は営業目的のための使用若しくは市外のものの使用の場合は、使用料の 200 パーセントの額とする。
- 8 使用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、端数を 1 時間とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の由利本荘市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

令和5年2月15日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

総合体育館の使用料に係る規定を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 3 2 号

由利本荘市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

由利本荘市道路占用料徴収条例（平成 1 7 年由利本荘市条例第 2 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 2 条関係） 道路占用料

占用物件		占用料			
		単位	料金（円）		
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	430		
	第 2 種電柱		670		
	第 3 種電柱		900		
	第 1 種電話柱		390		
	第 2 種電話柱		620		
	第 3 種電話柱		850		
	その他の柱類		39		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1m につき 1 年	4		
	地下に設ける電線その他の線類		2		
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	380		
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 m ² につき 1 年	230		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	780		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		330		
	広告塔	表示面積 1 m ² につき 1 年	590		
	その他のもの	占用面積 1 m ² につき 1 年	780		
法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0.07m 未満のもの	長さ 1m につき 1 年	16		
	外径が 0.07m 以上 0.1m 未満のもの		23		
	外径が 0.1m 以上 0.15m 未満のもの		35		
	外径が 0.15m 以上 0.2m 未満のもの		47		
	外径が 0.2m 以上 0.3m 未満のもの		70		
	外径が 0.3m 以上 0.4m 未満のもの		93		
	外径が 0.4m 以上 0.7m 未満のもの		160		
	外径が 0.7m 以上 1m 未満のもの		230		
外径が 1m 以上のもの	470				
法第 32 条第 1 項第 3 号に掲	自動運行	法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する自	地下に設けるもの	長さ 1m につき 1 年	2

掲げる施設	補助施設	動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	その他のもの		8
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	620
	その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1㎡につき1年	390	
		地下に設けるもの		230	
	その他のもの			780	
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占有面積1㎡につき1年	780
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの			Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路				290
	地下に設ける通路				180
	その他のもの				780
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			占有面積1㎡につき1日	6
	その他のもの			占有面積1㎡につき1月	59
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの		表示面積1㎡につき1月	59
		その他のもの		表示面積1㎡につき1年	590
	標識			1本につき1年	620
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本につき1日	6
		その他のもの		1本につき1月	59
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		その面積1㎡につき1日	6
		その他のもの		その面積1㎡につき1月	59
	アーチ	車道を横断するもの		1基につき1月	590
		その他のもの			290
	令第7条第2号に掲げる工作物	太陽光発電設備及び風力発電設備			占有面積1㎡につき1年
令第7条第3号に掲げる施設	津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設				Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料				占有面積1㎡につき1月	59

令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		78		
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占有面積1㎡につき1年	Aに0.017を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
			階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの	Aに0.025を乗じて得た額			
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.022を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに0.015を乗じて得た額		
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに0.022を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに0.015を乗じて得た額		
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額		
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額		
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額		
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額		
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額		
令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額		

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の別表の規定は、施行の日以後の占有に係る占有料から適用し、

同日前から継続する道路の占用(同日以後にその期間を更新したものを含む。以下「継続占用」という。)に係る令和5年度以降の各年度の占用料の額については、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が当該継続占用に係る物件について条例第2条の規定を適用して算定した当該年度の占用料の額を超える場合は、当該占用料額とする。

- (1) 令和5年度 改正前の別表により算出した当該継続占用に係る1年あたりの占用料の額に1.2を乗じて得た額
- (2) 令和6年度以降 当該継続占用に係る前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額

令和5年2月15日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 33 号

由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例

由利本荘市営住宅設置条例（平成 17 年由利本荘市条例第 231 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項中

「

山寺団地	木造平	1 戸建 2 棟	由利本荘市矢島町七日町字下 山寺 7 8 番地 6 外	同
------	-----	----------	--------------------------------	---

」を

「

山寺団地	木造平	1 戸建 1 棟	由利本荘市矢島町七日町字下 山寺 7 8 番地 6 外	同
------	-----	----------	--------------------------------	---

」に、

「

小田団地 A	同	1 戸建 9 棟	由利本荘市矢島町城内字沖小 田 5 3 6 番地外	昭和 63 年 度
--------	---	----------	------------------------------	--------------

」を

「

小田団地 A	同	1 戸建 7 棟	由利本荘市矢島町城内字沖小 田 5 3 6 番地外	昭和 63 年 度
--------	---	----------	------------------------------	--------------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 15 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市営住宅山寺団地及び小田団地Aの一部用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 3 4 号

由利本荘市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例(案)

由利本荘市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 1 7 年由利本荘市条例第 2 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1, 8 0 2 人」を「1, 5 2 4 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 1 5 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

消防団員の定数の見直しに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 35 号

由利本荘市休日応急診療所運営基金条例及び由利本荘市休日応急診療所設置条例を廃止する条例（案）

由利本荘市休日応急診療所運営基金条例及び由利本荘市休日応急診療所設置条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 由利本荘市休日応急診療所運営基金条例（平成 17 年由利本荘市条例第 63 号）
- (2) 由利本荘市休日応急診療所設置条例（平成 31 年由利本荘市条例第 1 号）

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 15 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市休日応急診療所の用途廃止に伴い、条例を廃止しようとするものである。

議案第 36 号

由利本荘市さつき栽培センター条例を廃止する条例（案）

由利本荘市さつき栽培センター条例を廃止する条例

由利本荘市さつき栽培センター条例（平成 17 年由利本荘市条例第 205 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 15 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市さつき栽培センターの用途廃止に伴い、条例を廃止しようとするものである。

議案第 37 号

由利本荘市三望苑に関する条例を廃止する条例（案）

由利本荘市三望苑に関する条例を廃止する条例

由利本荘市三望苑に関する条例（平成 17 年由利本荘市条例第 176 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 15 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市三望苑の用途廃止に伴い、条例を廃止しようとするものである。

議案第 38 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡するものとする。

1 財産の所在 由利本荘市大内三川字三川 55番2

2 財産の種類及び数量

(ア) 土地

所在	地番	地目	地積 (㎡)	備考
由利本荘市大内三川 字三川	55番2	宅地	105.05	旧由利本荘市大内三川 情報拠点施設敷地

3 譲渡の相手方 由利本荘市大内三川字白山田 107番地

大内三川町内会

会長 長谷部 吉 雄

令和5年2月15日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

財産を無償譲渡するにあたり、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものである。

議案第39号

由利本荘市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、次の路線を認定する。

路線番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)
11457	東梵天33号線	由利本荘市東梵天157番7地先	由利本荘市東梵天157番12地先	104.3

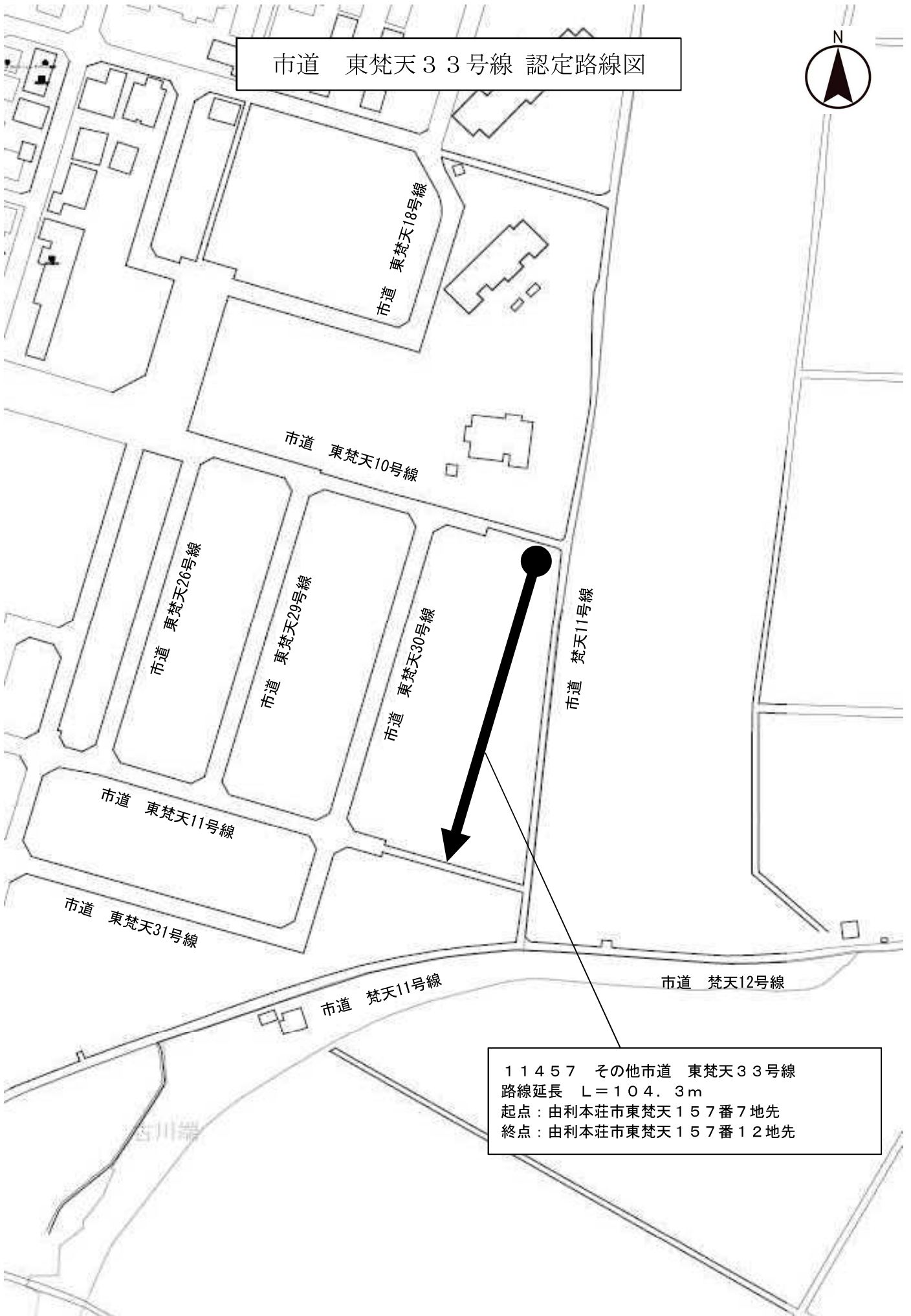
令和5年2月15日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

開発行為に伴い、新たに設置された路線について認定するものである。

市道 東梵天33号線 認定路線図



11457 その他市道 東梵天33号線
路線延長 L=104.3m
起点：由利本荘市東梵天157番7地先
終点：由利本荘市東梵天157番12地先

議案第40号

除雪車両作業事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和4年4月11日、由利本荘市鳥海町猿倉字奥山地内において、市道除雪作業中に擬木コンクリート柵及び擬木看板を除雪車両で破損させた事故について、次のとおり和解する。

1 相手方

秋田市山王5丁目15番6号

東北電力株式会社

執行役員秋田支店長 小笠原 孝 史

2 和解の内容

由利本荘市は、相手方に対し損害賠償金2,560,000円を支払うものとする。

令和5年2月15日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

除雪車両作業事故に係る和解及び損害賠償の額を定めるにあたり、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第41号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄するものとする。

放棄する権利	株式会社岩城貸付金に係る債権
放棄する額	21,000,000円
権利の相手方	由利本荘市岩城内道川字新鶴潟192番地43 株式会社岩城 代表取締役 加納 広明

令和5年2月15日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

権利を放棄するにあたり、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 4 2 号

令和 5 年度由利本荘市スキー場運営特別会計への繰入れについて

令和 5 年度由利本荘市スキー場運営特別会計は、スキー場運営事業のため、令和 5 年度由利本荘市一般会計から 4 0, 0 0 0 千円以内を繰り入れる。

令和 5 年 2 月 1 5 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

特別会計への繰入れについて、地方財政法第 6 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。